

事業者の皆さんへ

「宮城県 新型コロナウイルス 感染症 拡大 防止 協力 金」(仮称)について

新型コロナウイルス 感染 拡大 防止 のため、宮城県は、事業者の皆さんに、施設の 使用 停止 や 営業 時間 の 短縮 の 協力 をお願いします。

期間は、2020年4月25日(土)から5月6日(水)までです。

協力 できる 事業者 には、協力 金 を払います。

【協力金】

1事業者 30万円

ただし、仙台市の事業者は1事業者 40万円

(宮城県内一律30万円に、仙台市が10万円を足します)

【対象になる期間】

2020年4月25日(土)から5月6日(水)

※この期間の全部を、休業 または 営業 時間 の 短縮 をする 必要 があります。

※4月25日(土)を過ぎてから、休業 または 営業 時間 の 短縮 を始めても 対象 になりません。

【対象事業者】

- ・宮城県で施設を運営する中小の事業者
- ・施設の 使用 停止 や 営業 時間 の 短縮 ができる 事業者
- ・飲食店等は、20時から翌朝5時までの夜の営業時間を休むことができる事業者。お酒の提供は19時までです。

【対象要件】

対象となる業種や施設は決まっています。対象にならない場合もあります。

詳しくは、お問い合わせください。

【よくあるお問い合わせと回答】

→ こちらを見てください (日本語のみ)

【問合せ】

宮城県 緊急 事態 宣言 相談 ダイヤル

電話番号 : 022-211-3332

受付時間 : 平日 午前9時～午後6時

ただし、4月25日(土)、4月26日(日)は受付します。

日本語がわからない人は仙台多文化共生センターに電話してください。

電話 : 022-224-1919 (毎日 午前9時から午後5時まで)